

前田さん本人訴訟 不当判決！！

平成28年3月24日、大阪第二運輸所の前田さんが提訴していた平成26年（ワ）第30003号賃金請求事件（ボーナスカット本人訴訟）で、大阪地方裁判所は、不当判決を言い渡しました。

この裁判は、前田さんが平成25年の夏季手当減額の撤回と減額理由を求めて、労働審判の申立を行いました。しかし、会社は、労働審判の中でも、10件の非違行為があったとするだけで、関わった管理者の名前など明らかにする考えはないと主張してきました。

前田さんは、ボーナスカット理由とされる非違行為について、すべて5W1Hで具体的に明らかにさせるために本裁判で闘うことを決意し、平成26年4月10日の第1回口頭弁論を皮切りに、本人訴訟の闘いを展開することになりました。

平成27年3月5日、第6回裁判に於いて、本裁判開始後、約1年経過しやっと会社は、5W1Hで前田さんのボーナスカットに関わった管理者名を明らかにし、さらに平成27年8月24日、第8回の裁判で、現場管理者8名が被告証人として出廷が決定しました。

そして、平成27年12月3日の第9回裁判に於いて8名の被告管理者の証人尋問が行われ、原告の前田さんが自ら、反対尋問を行い、現場管理者からの注意・指導などなく、非違行為の事実もないし、すべて現場管理者からの一方的な報告であり、客観的な証拠は何一つないことを、法廷で追及してきました。

しかしながら、大阪地方裁判所は、唯一、客観的な証拠である管理者が書いた「手書きのメモ」を管理者個々の判断で破棄したことには一切触れることなく、前田さんの主張を認めず、ボーナスカットを容認する不当判決を下しました。

私たちは、この不当判決に対して、憤りをもって弾劾すると同時に、不当なボーナスカットをすることにより、より一層物言わせぬ職場づくりを目指す会社の労務管理に対して、これからも、物言える職場環境を取り戻すべく、さらなる職場からの闘いを強化します。